

産業廃棄物税のあり方について

導入の経緯等

- 産業廃棄物税は、産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）等を推進するための経済的支援策と経済的負担措置を組み合わせた「経済的手法」を導入することにより、循環を基調とする社会経済システムの構築を目指し、宮城県が独自に課税する法定外目的税として平成17年4月1日に導入した。
- 導入時は課税の期間を平成22年3月31日までとし、その間に制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して必要な見直しを行うこととした。平成21年度に見直しを行い、課税期間は平成27年3月31日に延長した。
- 今回も5年間の状況を踏まえて、産業廃棄物税の今後のあり方について検討を行うこととしたもの。
- なお、産業廃棄物税は、平成25年4月現在で、27道府県1政令市で導入されており、東北地方では6県全てで導入されている。

1 税収額等の推移

税収は平成18年度の約3億9千万円以降減少傾向にあったが、震災後一時的に増加したものの、その後も年間3億円台で推移している。

基金残高についても震災の影響による事業中止により、平成25年度見込は約9億7千万円となっている。

2 産業廃棄物税充当事業の概要

産業廃棄物税は条例により、徴収に要する費用を除いた額を、（1）産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業、（2）産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業に充てることとされている。事業充当額は平成25年度には31事業で約4億9千万円、平成21年度から平成25年度末まで約14億8千万円を充当している。

主な事業としては「資源循環コーディネーター派遣事業」ではコーディネーターを県内各地域に派遣して、個別企業の3Rの課題解決や地域毎または業種毎のリサイクルの枠組み作り等を進めた。「みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業」では産業廃棄物の3R等を推進するための設備機器の導入や被災した産業廃棄物処理施設の現状復旧に補助を行った。「3R新技術研究開発支援事業」では技術的な課題による再資源化等困難物に関して、企業及び大学等の研究開発の取組を支援した。

(単位:件,千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計						
(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業		34	227,635	34	169,547	11	141,523	27	309,777	25	429,366	63	1,277,848
内 訳	事業者支援	10	103,140	10	66,401	5	99,776	7	226,891	5	205,581	15	701,789
	試験研究	12	82,072	7	54,905	3	20,245	8	22,988	6	28,735	21	208,945
	普及啓発・環境教育	9	40,459	12	42,145	1	63	9	44,501	9	48,432	19	175,600
	その他	3	1,964	5	6,096	2	21,439	3	15,397	5	146,618	8	191,514
(2)産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業		7	40,057	6	37,101	5	28,660	6	43,357	6	57,219	7	206,394
合計		41	267,692	40	206,648	16	170,183	33	353,134	31	486,585	70	1,484,242

3 産業廃棄物税の今後のあり方

(1) 税の継続の必要性

- 宮城県循環型社会形成推進計画では、目標として平成27年度末の廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率を定めている。その指標により税の効果について考察すると、産業廃棄物税を財源とする施策については一定の効果は見られたが、リサイクル率の伸び悩み、最終処分率の上昇などの課題が見られたことから、廃棄物の再生利用の向上に向けた施策の継続が強く求められている。
- 震災後は復旧・復興のため一部最終処分場において災害廃棄物の受け入れが行われ、埋立処分量が大きく増加しており、本県の最終処分場は依然、余裕がある状況ではないことから、埋立処分量削減のためになお一層廃棄物の発生抑制、減量化を図っていく必要がある。
- 産業廃棄物税を財源とする不法投棄対策の取組を行い、産業廃棄物税導入後は不法投棄の件数・量ともに減少傾向にあり、本県の豊かな自然を守るためにも、今後も不法投棄対策に積極的に取り組んでいく必要がある。
- 不法投棄防止対策の強化や排出抑制施設導入、再生品購入に対する事業者支援等の産業廃棄物税を活用した事業に関し事業者の期待が大きいことから、これらの施策の継続が求められている。
- 国、県共に循環型社会の形成に向けて推進していくこととしており、県民からも廃棄物の3Rについて高い関心を寄せられていることから、廃棄物の3Rに係る施策の継続が求められている。

以上から持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として産業廃棄物税を継続すべきものとする。

(2) 税の仕組の方向性

① 課税方式

現行の課税方式により適切に申告納付等がなされ、税制度自体が定着していることや最終処分量の削減・減量化に対する政策効果、税負担の公平性の確保、東北6県同一方式での実施などから、現行の仕組みを継続すべきものとする。

② 税率

産業廃棄物税を導入している27道府県1政令市では、更新済みの自治体も含め税率は産業廃棄物1トンにつき1,000円を基本としており、他自治体との均衡を考慮し現行のとおり継続すべきものとする。

③ 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うためにも、5年間の時限措置をするのが妥当である。

④ 税収

年額、約3億円程度を見込んでいる。

4 見直しのスケジュール

平成26年8月	宮城県環境審議会へ諮問
平成26年10月	宮城県環境審議会から答申
平成26年11月	11月議会へ改正条例案を提案
平成27年1月～	総務大臣協議、納税義務者・処理業者等への周知
平成27年4月	条例施行

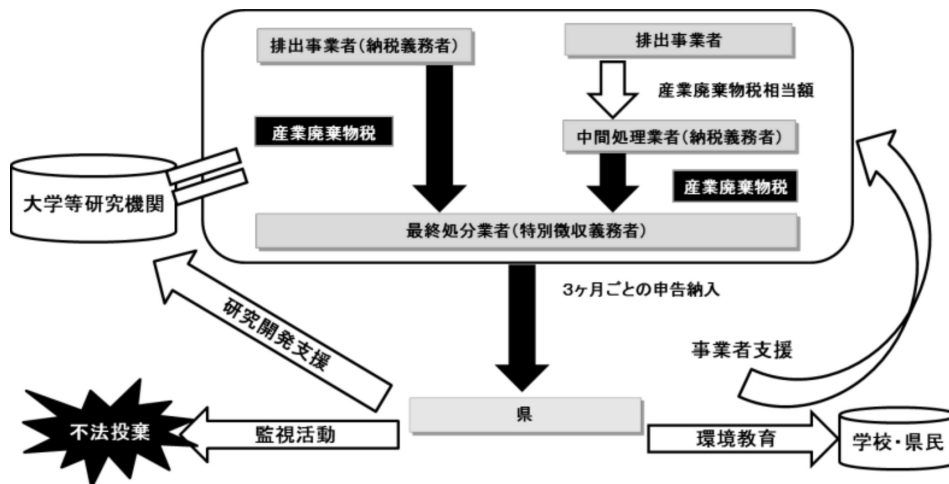
産業廃棄物税検討資料

産業廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進を経済的に支援し、「循環型社会」の形成を図っていくため、宮城県では平成17年4月1日に産業廃棄物税を導入しました。「循環型社会」とは日常生活や事業活動で、再使用や修理が当たり前となることで、廃棄物の発生が抑制され、また、排出された廃棄物に関しても、循環的利用が進み、関係者の協働による廃棄物の総合的な3R（発生抑制 Reduce, 再使用 Reuse, 再生利用 Recycle）が進んでいる社会です。産業廃棄物税は制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して5年ごとに見直すこととしており、平成21年度に見直しを行った結果、課税の期限を平成27年3月31日までとしました。今回、期限に当たり改めて産業廃棄物税の効果を検証し、今後の産業廃棄物税のあり方を検討しました。

◎ 産業廃棄物税の概要

産業廃棄物税条例（平成16年条例第19号）による税の仕組みについては次のとおりです。

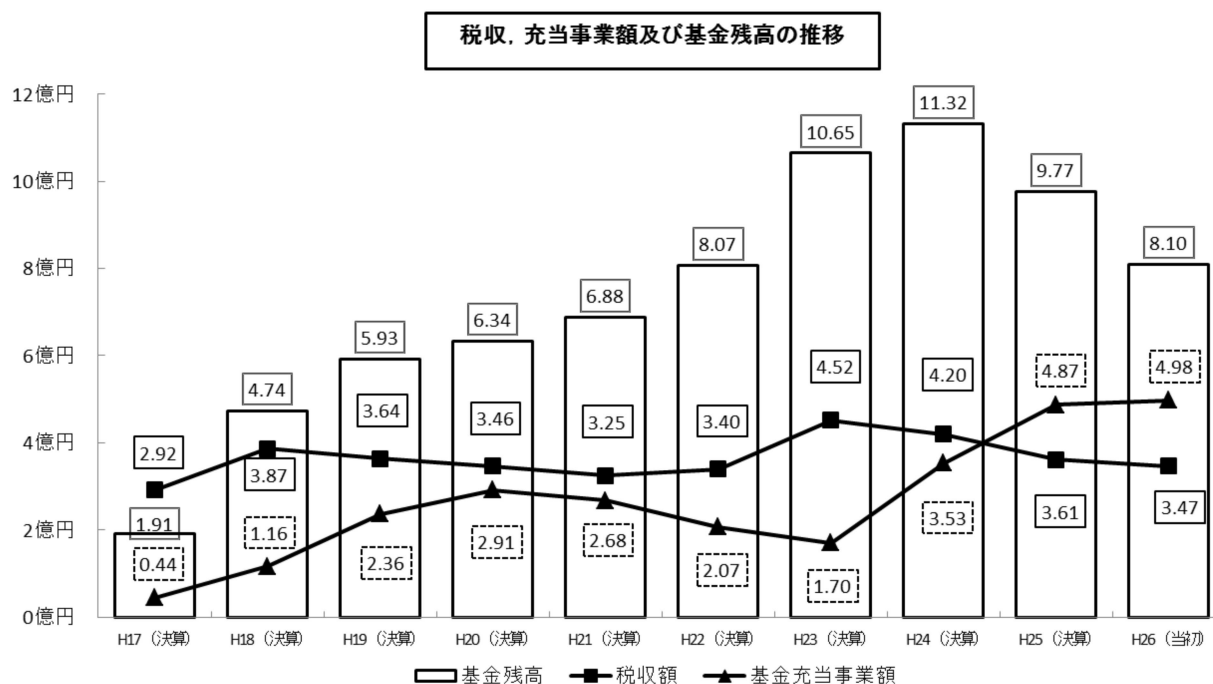
- イ 課税対象 県内における産業廃棄物の最終処分場への搬入
- ロ 納税義務者 排出事業者（中間処理業者を含む。）
- ハ 税率 産業廃棄物の最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円
- ニ 徴収方法 最終処分業者による特別徴収
(ただし、自社処分の場合は、排出事業者による申告納付)
3か月ごとの申告納入（納付）
- ホ 課税期間 平成27年3月31日まで



1 税収額等の推移

本税は、3か月分をまとめて翌月納入納付することとなっており、平成18年1月から3月分は、4月に納付されることから、歳入年度は、平成17年度ではなく、平成18年度の税収となります。したがって、平成17年度は、三四半期分の税収となっています。

平成18年度からは、4半期分の税収となり、3億8千7百万円の実績となりましたが、それ以降減少傾向となり、平成22年度は3億4千万円となりました。平成23年度に4億5千2百万円と増加しましたが、これは震災により最終処分場への搬入が一時的に増えたためと考えられます。以後再び減少に転じ、平成24年度は4億2千万円、平成25年度は3億6千万円になる見込みです。



(単位: 千円)

	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 当初
税収額	324,929	339,668	452,696	420,080	360,992	347,436
徴税費用	17,983	15,534	17,691	18,828	16,406	16,370
事業充当額	267,692	206,648	170,183	353,134	486,585	497,929
基金残高	687,684	807,266	1,064,580	1,132,273	977,298	810,435

※基金へは税収額のうち予算計上額までを当該年度に積立し、翌年度補正予算化の上、残額を積立している。

2 産業廃棄物税充当事業の概要

産業廃棄物税は条例により、徴収に要する費用を除いた額を、(1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業、(2) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業に充てることとされています。産業廃棄物税導入時の平成17年度は5事業で4千4百万円だった事業充当額は平成25年度には31事業で4億8千7百万円と順次充実が図られてきました。平成21年度から平成25年度までは約14億8千万円を充当しました。

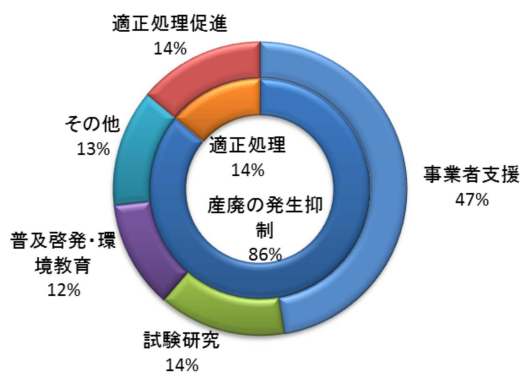
また、産業廃棄物は、商工業、農林水産業など、広汎な業種から発生し、かつ、解決すべき課題も多岐にわたっていることから、環境生活部以外の部局においても事業を実施しています。

過去5年間の充当額の推移及び主な事業については下記のとおりです。

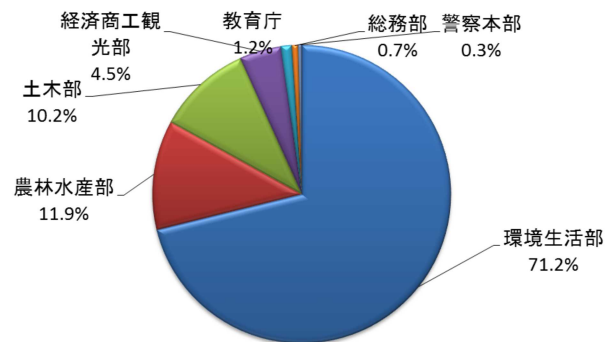
<目的別充当額の推移>

		(単位:件,千円)											
		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		計	
(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業		34	227,635	34	169,547	11	141,523	27	309,777	25	429,366	63	1,277,848
内 訳	事業者支援	10	103,140	10	66,401	5	99,776	7	226,891	5	205,581	15	701,789
	試験研究	12	82,072	7	54,905	3	20,245	8	22,988	6	28,735	21	208,945
	普及啓発・環境教育	9	40,459	12	42,145	1	63	9	44,501	9	48,432	19	175,600
	その他	3	1,964	5	6,096	2	21,439	3	15,397	5	146,618	8	191,514
(2)産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業		7	40,057	6	37,101	5	28,660	6	43,357	6	57,219	7	206,394
合計		41	267,692	40	206,648	16	170,183	33	353,134	31	486,585	70	1,484,242

<目的別>



<担当部局別>



(1) 産業廃棄物の発生の抑制, 減量化, 再生利用に関する事業

イ 事業者支援 (15事業 701, 789千円)

イ) 成果と課題

産業廃棄物の発生抑制等への支援や資源循環コーディネーターの派遣などを進め, 施設整備や地域単位での3Rを推進するための企業相互の連携組織の立ち上げが行われるなど, 県内廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に着実な効果・実績を上げています。

また, 物品製造業等における製造工程時の原材料投入量の抑制及び産業廃棄物の発生抑制に資する設備機器の整備や, 事業者が行う産業廃棄物の再使用及び再資源化に関する設備機器の整備, 産業廃棄物に由来する再生資源を有効に活用する設備機器の整備を支援するとともに, 東日本大震災の発生により被災した産業廃棄物処理施設の現状復旧に向けた設備機器の支援を行いました。今後も県内廃棄物の排出量等の状況を踏まえ, 引き続き取組を継続していく必要があります。

ロ) 主な取組

事業名	事業概要	主な取組	効果・実績
資源循環コーディネーター派遣事業	資源循環コーディネーターを県内各地域に派遣して, 個別企業の3Rの課題解決や地域毎または業種毎のリサイクルの枠組み作り等を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業訪問による課題把握 H22 298事業者 H23 166事業者 H24 329事業者 ○ 有益情報の提供・改善支援 H22 3事業者 H24 4事業者 ○ リサイクル事業者等情報提供システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域エコフォーラムの設置 (累計) H22: 15カ所 H23: 15カ所 H24: 17カ所
みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業	産業廃棄物の3R等を推進するために設備機器を整備する事業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備整備企業数 H24 13事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rに資する設備及び処理施設の復旧
リサイクルエネルギー利活用促進事業	リサイクルエネルギーの利活用に取り組む事業者を対象に意見交換, 情報提供, 課題検討を行い, リサイクルエネルギー利活用の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ BDF(バイオディーゼル燃料)利活用奨励金事業の実施・・・4事業者へ奨励金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○ BDF連絡協議会発足 協議会開催3回, 技術研修会1回

ロ 試験研究（21事業 208,945千円）

イ) 成果と課題

事業者による大学等と連携した研究開発の取組支援や県研究施設において3Rを推進するための研究開発が進められてきており、事業化・実用化がなされる等着実な実績が上がっています。

試験研究事業は、成果が出るまで複数年を要するものが多く、現時点で研究過程段階のものについては、事業化に向けた取組を進めていくこととしています。

また、現在研究中のもの以外についても、産業廃棄物の3Rを推進するためには技術的な課題により再資源化等が困難な廃棄物が多く存在していることから、引き続き取組を進めていく必要があります。

ロ) 主な取組

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
3R新技術研究開発支援事業	技術的な課題による再資源化等困難物に関して、企業及び大学等の研究開発の取組を支援する。	○ 補助金の交付 H22 9事業者 H23 3事業者 H24 4事業者	○ 研究の事業化・実用化 ※事業化・実用化の例 ・廃ゴムクローラーを金属とゴムに分離する装置を開発し、金属とゴムを資源として売却することが可能になった。 ・金属を含むPET樹脂から有価金属を回収し、樹脂をリサイクルすることが可能になった。
食品廃棄物含有たい肥の有機質窒素肥料としての活用実証事業	県内の食品廃棄物リサイクル処理事業所で製造されるたい肥の(1)腐熟度等の品質の評価、(2)窒素量を把握するための窒素肥効判定技術の開発を行ない、有機質肥料としての活用を実証するもの。	○ 水稲と輪ギクに関して化学肥料栽培と比較実証	○ 成果を日本土壤肥料学会2010年全国大会にて発表
無機系廃棄物を用いた新規ガラス系固化材料の開発に関する調査研究	石英ガラスくずをコンクリート並の圧縮強度を持ち、土木工事でも使用できるガラス系固化剤の原料としてリサイクルについて共同研究を行うもの。	○ 耐食性向上の効果がある固化材を作製	○ NETIS（国土交通省の新技术情報提供システム）に登録

ハ 普及啓発・環境教育（19事業 175,600千円）

イ) 成果と課題

事業者や県民の自主的な取組を促すための普及啓発や、次世代を担う高校生への環境教育を行ない、3Rに向けた意識の醸成や課題解決に向けた情報提供などを進めています。3R推進及び廃棄物の適正処理の推進に当たっては、廃棄物に関する知識の普及や啓発に関する施策を継続して実施することが重要であり、引き続き取組を進めていく必要があります。

ロ) 主な取組

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
宮城県グリーン製品調達モデル事業	モデル事業としてグリーン製品を指定し発注し、県民に対しPRすることにより、グリーン製品の調達や流通の改善、製品価格の廉価等を促す。	○ 県土木工事のグリーン製品の使用及び周知 H24 岩沼海浜緑地野球場改良工事で使用	○ リサイクル推進に向けた普及啓発
解体木造建築物の構造材再利用促進の基礎的研究事業	工業高校において解体木造建築物の構造材再利用促進のための基礎的研究を行い、将来的に循環型社会の形成に寄与し担っていく地域人材の育成を図る。	○ 関連授業時数 H21 340時間 H22 245時間 H24 249時間	○ 災害発生時に避難所で使用できる間仕切り・木工家具を廃材から製作 ○ 環境に配慮した今後の産業活動に関与できる人材育成 ○ 地域の職業訓練学校・企業との連携・協力体制構築
みやぎの3R普及啓発事業	3Rに関する知識の普及と実践を県民に呼びかけるためラジオスポットCMを放送する。	○ 広報（ラジオCM） 124回	○ 3R推進に向けた普及啓発

(2) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業 (7事業 206,394千円)

イ 成果と課題

監視カメラの設置やスカイパトロールの実施、産廃Gメンの増員などの取組を進めており、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与しました。県内では大規模な不適正処理事案は減少しておりますが根絶に至らず、また、依然として小規模な悪質事案が摘発されていることから、引き続き取組を推進する必要があります。

ロ 主な取組

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
産業廃棄物不法投棄監視強化事業	不法投棄等を未然に防止するため、民間委託により早朝・夜間・休日における監視体制を強化するとともに、ヘリコプター等による上空からの監視活動やラジオ広報等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式監視カメラの設置 ○ 産業廃棄物処理施設等から採取した試料の分析 ○ スカイパトロール ○ 広報 (ラジオCM) 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄件数 (10トン以上の大規模不適正処理事案) H22 0件 H23 0件 H24 1件
産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	不法投棄等不適正処理対策の強化を図るため、産廃Gメンを増員し、監視体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産廃Gメンの増員 <p>H24 3名 H25 6名</p>	
産業廃棄物不適正処理対策事業	産業廃棄物の適正処理対策を図るため、検挙活動を主眼とした監視活動の強化とともに広報啓発活動の推進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視活動の強化 ○ 情報入手に力点を置いた広報啓発活動の推進 	

産業廃棄物税基金充当事業一覧

(単位:千円)

	部局名	事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計		
			決算	決算	決算	決算	決算			
1 産業廃棄物の発生の抑制・減量化・再生利用に関する事業	事業者支援	産業廃棄物発生抑制等支援事業	64,238					64,238		
		企業連携型リサイクルシステム構築支援事業	1,264					1,264		
		資源循環コーディネーター派遣事業	20,329	21,071	13,745	21,970	21,912	99,027		
		みやぎエコファクトリー立地促進事業	8,708	18,597				27,305		
		専門家活用型3R推進事業	1,712	515	394			2,621		
		リサイクルエネルギー活用促進事業	1,084	3,004	1,532	2,481	3,125	11,226		
		産業廃棄物発生抑制支援事業		9,292	16,068			25,360		
		再資源化・再生資源利活用設備等整備事業		9,203	68,037			77,240		
		みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業				198,861	178,794	377,655		
		再生資源等有効活用推進事業		923		589	1,470	2,982		
	農林水産部	農業用廃プラスチック回収強化事業	541					541		
		農業用廃プラスチック排出抑制事業		851		867		1,718		
		コンクリート製品再生利活用促進事業	1,848					1,848		
		食品循環資源飼料化推進事業	362	628		154	280	1,424		
		地域未利用有機質資材の活用による肥料費低減技術開発普及事業	3,054	2,317		1,969		7,340		
	計			103,140	66,401	99,776	226,891	205,581	701,789	
	試験研究	環境生活部	3R新技術研究開発支援事業	43,917	33,302	16,444	13,179	18,747	125,589	
			調査研究費(廃棄物の再資源化における安全性等の検証に関する研究)		303			349	652	
		経済商工観光部	県単独試験研究費(産業技術総合センター)	2,000					2,000	
			大学等シーズ実用化	19,287					19,287	
無機廃棄物の粉砕加工による再資源化に関する研究				13,326				13,326		
無機系廃棄物を用いた新規ガラス系固化材料の開発に関する調査研究						982		982		
		低コスト良質炭化技術による建設廃材の有効資源化に関する実証研究				1,313		1,313		
農林水産部		たい肥施用技術確立事業	673					673		
		バイオディーゼル燃料製造副産物グリセリンのたい肥発酵促進剤としての活用の検討	1,400					1,400		
		県内たい肥センター利用促進事業	1,142					1,142		
	スギ樹皮の資源化に関する実証試験	3,369					3,369			
	浄水ケーキと牛ふんたい肥を利用したリン酸過剰土壌の改良	1,994					1,994			
	植物性廃棄物の高速炭化手法の確立と養液栽培用培地としての利用	2,000					2,000			
	食品廃棄物含有たい肥の有機窒素肥料としての活用実証事業	2,200	2,181				4,381			
	マポヤ外皮の有効利用研究	1,244					1,244			
	スギ樹皮、きのこ廃材、コーヒー残さを用いた小果樹類の栽培技術の開発	2,846	1,905	2,013	2,013	2,013	10,790			
	家畜尿簡易脱臭装置の開発		1,500	1,788	1,500		4,788			
	不成形かまぼこ及び加工残滓を利用した端物調味料の開発		2,388		2,180	2,021	6,589			
木質バイオマス燃焼灰等廃棄物の再生利用技術の開発				1,472	2,013	3,485				
飼料作物生産における家畜たい肥等の有効活用技術の検討					998	998				
産業廃棄物の炭化新資材開発事業					2,943	2,943				
計			82,072	54,905	20,245	22,988	28,735	208,945		
普及啓発・環境教育	環境生活部	3R推進普及啓発演劇上演事業	5,070					5,070		
		環境基本計画推進事業		158				158		
		3R推進普及啓発広報事業	945					945		
		社会的合意形成マネジメント研修事業	389	203				592		
		宮城県グリーン製品普及拡大事業	1,004	2,211		1,746	2,262	7,223		
		みやぎの3R普及啓発事業		3,634		2,878	1,765	8,277		
		みやぎ未来の森林整備費		2,625				2,625		
		化学物質管理促進事業				382	443	825		
	総務部	県政テレビ広報費	2,509					2,509		
		新聞紙面購入による広報事業	966	2,079		1,554	1,636	6,235		
経済商工観光部	みやぎ県政だより広報費		1,231				1,231			
農林水産部	宮城県グリーン製品を活用した遊歩道舗装補修事業				30,000		30,000			
土木部	ふるさと緑の道再整備による宮城県グリーン製品PR事業					23,625	23,625			
教育庁	宮城県グリーン製品調達モデル事業	25,997	23,761		3,999	15,000	68,757			
	解体木造建築物の構造材再利用促進の基礎的研究事業	3,096	3,011		2,851	2,955	11,913			
	廃発泡スチロールを用いた廃木質チップ舗装平板製造に関する研究事業		2,706		923		3,629			
	産業廃棄物の堆肥化技術の確立と環境保全米の普及研究事業		294				294			
	カルシウムマルチフィルムを使った環境教育の実践					599	599			
	みやぎ県民大学推進事業(循環型社会講座)	483	232	63	168	147	1,093			
計			40,459	42,145	63	44,501	48,432	175,600		
その他	環境生活部	産業廃棄物等処理実態調査事業	1,470	1,470	1,470	1,470	6,846	12,726		
		産業廃棄物税見直し事務費	76					76		
		環境審議会(循環型社会形成推進計画策定)	418	598				1,016		
		循環型社会推進費(循環型社会形成推進計画策定)		347		89	55	491		
	農林水産部	土地改良施設維持管理適正化事業					93,957	93,957		
土木部	リサイクルトレイ事業(建設副産物流通実態調査事業)		2,505				2,505			
	木造住宅等震災対策事業(建設系産業廃棄物発生抑制支援事業)		1,176	19,969	13,838	7,760	42,743			
	道路保全費(道路橋梁維持費)橋梁補修費					38,000	38,000			
計			1,964	6,096	21,439	15,397	146,618	191,514		
計			227,635	169,547	141,523	309,777	429,366	1,277,848		
2 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業	環境生活部	産業廃棄物不法投棄監視強化事業	3,772	4,403	239	4,274	7,310	19,998		
		産業廃棄物処理システム健全化促進事業	1,857	2,074	1,640	1,993	2,845	10,409		
		産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	7,609	8,539	8,787	8,752	21,793	55,480		
		産業廃棄物の発生業種の特定に関するBBの構築と活用に関する研究事業	1,509					1,509		
		産業廃棄物不適正処理対策交付金	18,600	19,072	17,500	22,659	19,120	96,951		
	県警察本部	アスベスト対策事業	3,821	2,363		5,048	5,552	16,784		
		産業廃棄物不適正処理対策事業	2,889	650	494	631	599	5,263		
		計			40,057	37,101	28,660	43,357	57,219	206,394
		合計			267,692	206,648	170,183	353,134	486,585	1,484,242

3 産業廃棄物税の今後のあり方

(1) 税の継続の必要性

産業廃棄物税の継続の必要性を検討するにあたり、産業廃棄物税の効果と産業廃棄物に係る課題、社会情勢の推移を検証しました。

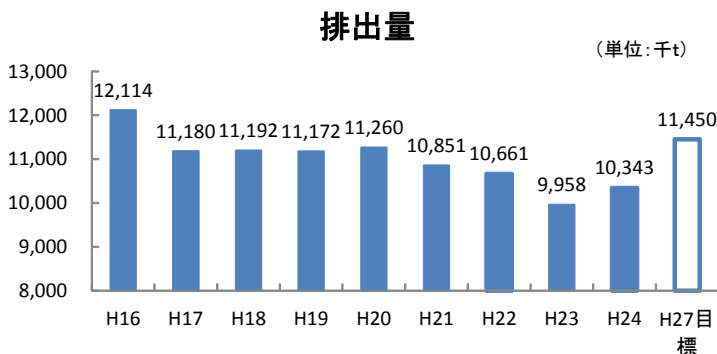
①産業廃棄物税の効果と課題

イ 宮城県循環型社会形成推進計画における目標値の推移

宮城県では循環型社会を県全体で実現するために取り組むべき事項とそれぞれの主体が果たすべき役割を明らかにするために、平成18年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画」を策定しました。その中で循環型社会形成のための目標値として次の3つの目標を設定しました。その後平成22年度に中間見直しを行い、平成27年度の目標値を下記の表のとおり設定しました。

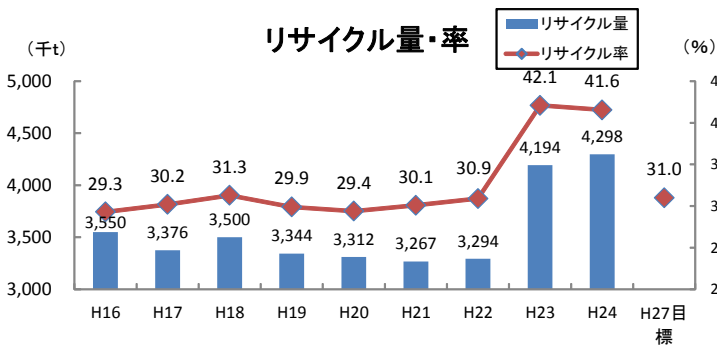
項目	目標	目標値
排出量	発生抑制	1,145万トン ／年
リサイクル率	再生利用（リサイクル）推進 再生利用量÷総排出量	31%
最終処分率	最終処分の最小化 最終処分量÷総排出量	1%

○ 排出量



産業廃棄物税導入前の平成16年度までは1,200万トンを越えて増加傾向でしたが、税導入後の平成17年度以降1,200万トンを下回る水準で推移し、目標値を下回っています。

○ リサイクル率

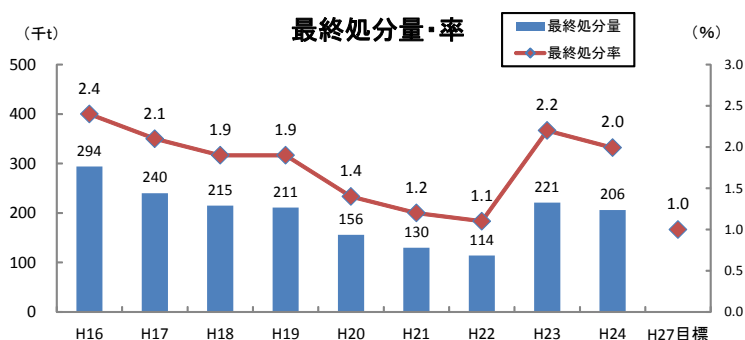


税導入前の平成16年度の29.3%から震災前の平成22年度には30.9%まで目標を達成した年度もありますが、ほぼ横ばいで推移しております。

また、平成23, 24年度は震災の影響により工場が操業停止し、リサイクルに不向きな汚泥の量が減少したことにより一時的に上昇しております。今後工場の再開

によりリサイクル率は低下することが予想されます。リサイクル率の向上に向けた施策が引き続き必要です。

○ 最終処分率

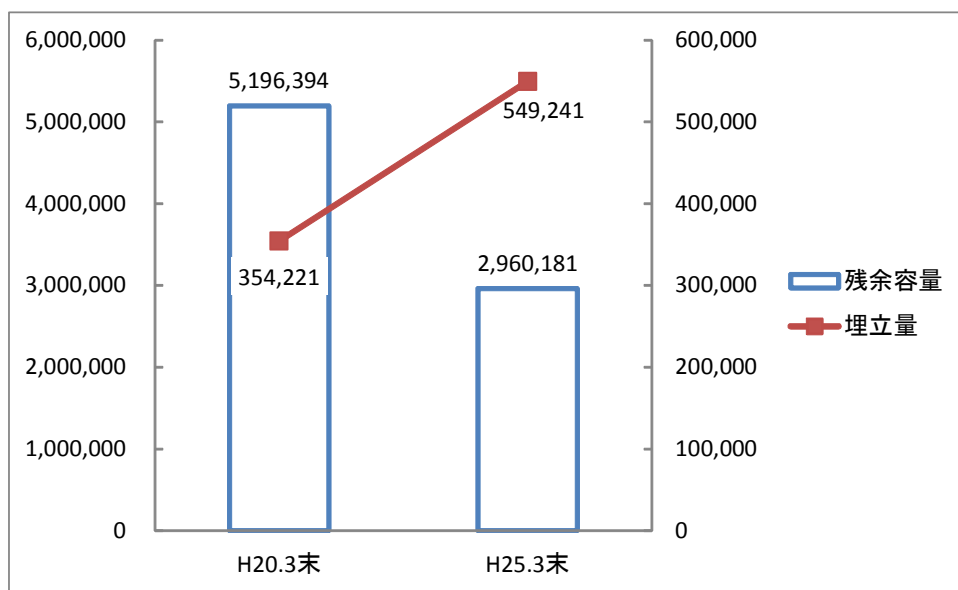


最終処分率の状況は減少傾向にあったものの、ここ数年は震災の影響により埋立量の増加により、最終処分率も上昇しています。

ロ 最終処分場の状況

産業廃棄物税は産業廃棄物最終処分場の延命化に貢献していますが、震災後は復旧・復興のため一部最終処分場において災害廃棄物も受け入れており、埋立量が大きく増加しております。そのため宮城県の最終処分場は依然、余裕がある状況ではありません。今後も排出抑制等の取組を進め、最終処分量の抑制を図っていく必要があります。

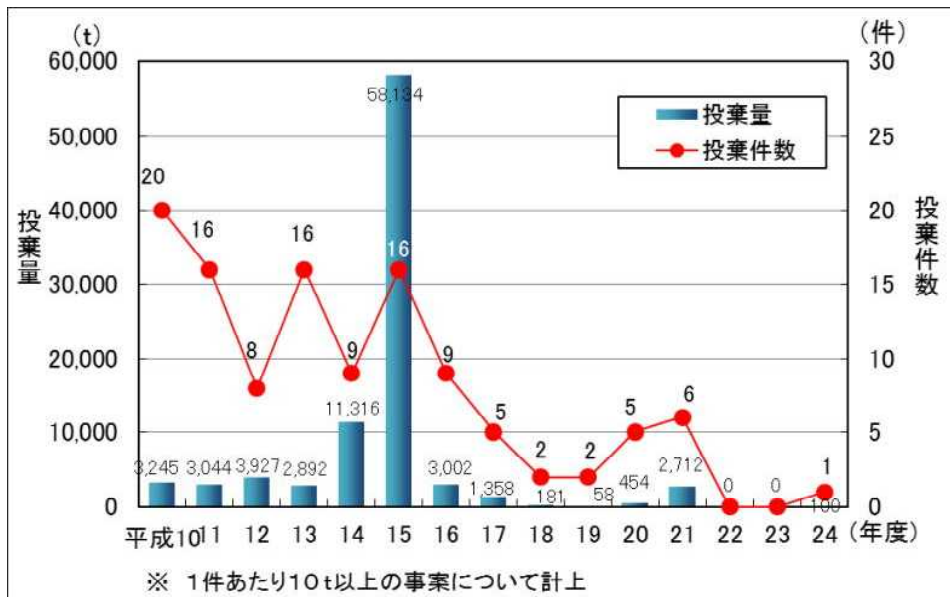
県内産業廃棄物最終処分場残余容量及び埋立量 (単位: m³)



※埋立量には災害廃棄物を含む

ハ 県内の不法投棄の状況

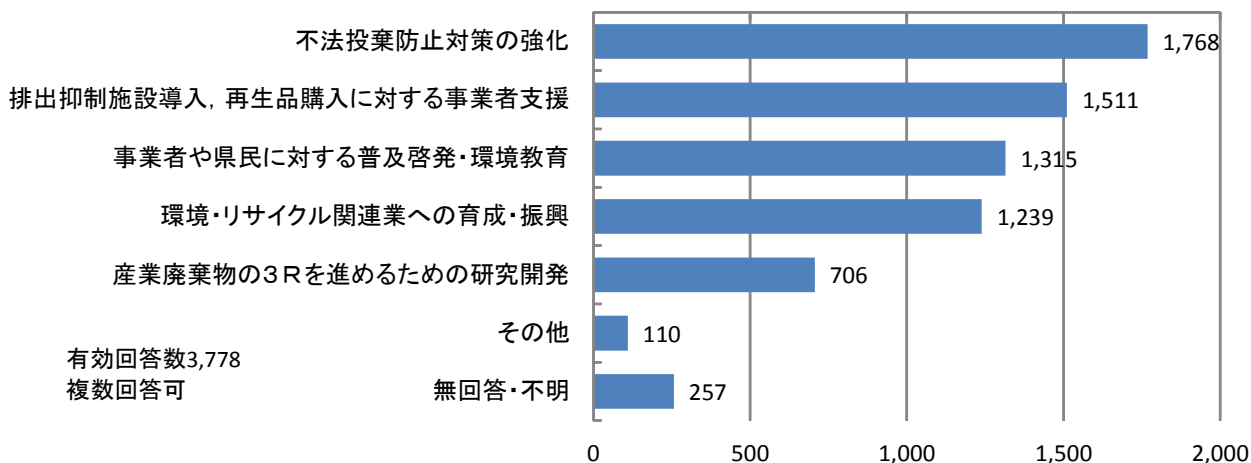
環境省が行っている産業廃棄物不法投棄実態調査（10トン以上の不法投棄量，件数）によりますと，産業廃棄物税導入前は大規模不法投棄事案がない年度でも年3，000トン程度で推移していましたが，産業廃棄物税導入後は税を活用した取組により件数，量とも減少傾向にあります。宮城県の豊かな自然を守り，再び過去の状態に戻らないように，今後も継続して取り組んでいく必要があります。



産廃税導入前 ← | → 産廃税導入後

ニ 事業者の期待

平成25年度に県内の事業者を対象に産業廃棄物税を活用して県はどのような取組を実施していくべきか調査しました。これまで行ってきた不法投棄防止対策の強化，排出抑制施設導入，再生品購入に対する事業者支援，事業者や県民に対する普及啓発・環境教育，環境・リサイクル関連業への育成・振興，産業廃棄物の3Rを進めるための研究開発について調査しましたが，それぞれ実施していくべきとの回答が寄せられました。産業廃棄物税が導入されてから10年近くになりますが，依然として産業廃棄物税を活用した事業に対する事業者の期待が大きいことが分かります。



②社会情勢の推移

産業廃棄物税、3R、循環型社会を取り巻く情勢を見てみますと、国は下記のとおり白書において震災後の意識の変化に言及し、循環型社会形成推進基本計画においては経済発展と調和のとれた循環型社会を目指すこととしております。県でもこれまで大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムから転換し、廃棄物の3Rを推進してきました。県では循環型社会形成推進計画において各主体の3Rの取組を促してはりましたが、県民への意識調査からも3Rの取組が重要視されていることが分かります。県の震災復興計画において今後も3Rの取組を推進していくこととしております。

また、産業廃棄物税は平成25年4月現在で、27道府県1政令市で導入されており、宮城県の周辺では東北6県全て及び北海道、新潟県で導入されています。更新時期を迎えた自治体でも現行制度が継続されています。近隣全ての県で産業廃棄物税が導入されている中で、宮城県だけが先行して廃止した場合、県外からの最終処分の流入が増加することも懸念されます。

イ 平成25年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

平成25年版環境白書ではグリーン経済に言及しており、環境の質を向上して人々が健康で文化的な生活を送れるようにするとともに、経済成長を達成し、環境や社会問題に対処するための投資を促進することを目指しています。

また、環境問題への取組に対する考え方に関するアンケートでは「環境保全の取組を進めることは経済の発展につながる」では75%の人が、「環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である」では90.6%の人が「大変そう思う」、「ややそう思う」と答えています。

循環型社会の形成に関する世論調査では、循環型社会への移行をするべき、移行はやむを得ないと考える人の割合は移行を受け入れられない人の割合を大きく上回っています。

ロ 第三次循環型社会形成推進基本計画

平成25年5月に閣議決定されました国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会、3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築、資源効率性の高い社会経済システムの構築について述べられており、この取組の重要性は今後一層増すものと思われれます。

ハ 宮城県循環型社会形成推進計画

県民、事業者、行政他の各主体が「循環型社会」形成に向けて重点的・集中的に取り組む必要がある項目を「重点プログラム」とし、平成27年度までに達成すべき目標値を掲げ、施策を推進してきました。

ニ 「宮城の将来ビジョン」・県民意識調査

「宮城の将来ビジョン」においても、「廃棄物等の3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進」は、宮城の未来をつくる33の取組の一つに位置づけられています。

平成23年県民意識調査において、この取組に対する重視度として「重要」又は「やや重要」とする回答の割合が82%となっており、ほとんどが産業廃棄物税を充当して実施しているこの施策について、多くの県民が重視していることが示されました。

平成25年県民意識調査では、廃棄物等の3Rに関する行動に対する設問において、具体的な行動を行っていると答えた県民の割合は前回調査よりも増加しました。一方で、一部項目においては前回調査よりも減少したものがあり、今後も引き続き普及啓発を図る必要があります。

ホ 宮城県震災復興計画

宮城県では県震災復興計画により平成23年度から10年間の復興の道筋を示しました。復興計画では平成26年度から平成29年度までを再生期、平成30年度から平成32年度までを発展期と定め、循環資源の3Rのための県民や事業者一人ひとりの行動を促進し、循環型社会を支える基盤を充実させるとともに、引き続き廃棄物の適正処理を推進し、環境の負荷が低減された循環型社会の実現に向けた取組を進めます。

③まとめ

産業廃棄物税の必要性については、施策の効果と事業者・県民の意識から検証しました。

施策の効果では、まず、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率について検証しました。宮城県では産業廃棄物税の導入後、産業廃棄物の3R及び適正処理を目的とした各種の事業を行ってきたところ、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率については、平成23年度以降震災により大きな影響を受けているものの、平成22年度までの推移を勘案すれば経済的支援策と経済的負担措置を伴う産業廃棄物税の導入により一定の成果が得られたものと考えられます。

一方、リサイクル率が伸び悩み、最終処分率が上昇するなどいくつかの課題も見られており、依然として廃棄物の再生利用の向上と、最終処分率の抑制に向けた施策の継続が強く求められている状況には変わりがないものと考えられます。

最終処分場の状況は、震災後、復旧・復興のため一部最終処分場において災害廃棄物の受け入れも行われたことから、埋立処分量が大きく増加することとなりました。宮城県の最終処分場はさらに余裕のない状況となっていることから、埋立量を今後とも削減していくため、廃棄物の発生抑制、減量化を継続していく必要があります。

次に不法投棄の状況については、産業廃棄物税を財源とする不法投棄対策の取組を行ったことにより、産業廃棄物税導入後は不法投棄の件数・量ともに減少傾向となっております。不法投棄対策は早期発見、早期対応が不可欠となっており、対応が遅くなることによって大規模投棄に繋がることとなります。宮城県の豊かな自然を守るためにも、今後も根絶の難しい不法投棄対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

事業者・県民の意識については、平成25年度に県内の事業者を対象とした調査及び県が行った県民意識調査では、不法投棄防止対策の強化や排出抑制施設導入、再生品購入に対する事業者支援等の産業廃棄物税を活用した事業に関する期待が大きく、また、県民からも廃棄物の3Rについて高い関心が寄せられております。こうしたことから、事業者支援の事業と廃棄物の3Rに係る施策の継続が必要と考えております。

以上のことから産業廃棄物排出量及び埋立処分量等の削減効果、産業廃棄物に係る課題に対応するための施策の充実強化の必要性、さらに国、県共に循環型社会の形成に向けて推進していくこととしている社会情勢等を勘案して、産業廃棄物税を継続すべきものと考えます。

(2) 税の仕組の方向性

① 課税方式

宮城県の最終処分場の残余年数は、震災の影響によるところもありますが減少し続けており、依然として最終処分量の削減・減量化への誘導が必要であります。そのため中間処理段階での減量化及びリサイクルの促進を図ることを目指し、最終処分に着目した方式としているところです。

また、税制上の観点からは、最終処分場への搬入量の把握が容易かつ適切に捕捉が可能であり徴税コストが小さいこと、最終処分場への搬入量全体を課税対象とすることにより、税負担の公平性が確保されることなどの理由から、現行方式を導入したものです。

現行の課税方式により適切に申告納付等がなされ、税制度自体が定着しているとともに、前述の政策効果、税制上のメリットや東北6県で同一方式による産業廃棄物税を導入していることなどから、現行のとおり継続すべきものと考えます。

② 税率

宮城県では、同様の制度を導入している他県と税率が異なることにより県域を越えた廃棄物の流出入が混乱するのを避けるため、他県との均衡上、税率を1,000円にしたものです。

現時点で東北6県を始めとして産業廃棄物税を導入している28道府県政令市では、更新済みの自治体も含め税率を産業廃棄物1トンにつき1,000円とすることを基本としており、依然、他自治体との均衡は維持されているものと考えられることから、現行のとおり継続すべきものと考えます。

③ 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行う期間として、5年間で妥当であると考えます。

④ 税収

年額、約3億円程度を見込んでいます。